

文部科学省における発達障害のある児童生徒に対する取組みについて

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）が平成17年4月1日から施行されることを踏まえ、同日付で、文部科学省及び厚生労働省の両事務次官名の通知を発出し、さらに、文部科学省では、各都道府県教育委員会等の関係機関長に対し、関係局長連名通知を発出し、発達障害のある児童生徒等への支援を促した。（別紙1）

また、文部科学省においては、以下の施策を推進しつつ、その充実に努めている。

(1)「特別支援教育体制推進事業」による総合的な支援体制の整備

平成15年度から、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への総合的な支援体制の整備充実に図るためのモデル事業を47都道府県で実施。

平成17年度予算においては、発達障害者支援法の施行も踏まえ、厚生労働省との連携を強化し、乳幼児から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備をより一層充実させるため、本事業の対象を小・中学校に加え、幼稚園及び高等学校へ拡大し、予算を拡充。

なお、本事業の実施に当たっては、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働の下に実施。

（16年度予算額：146、303千円 → 17年度予算額：202、769千円）

[事業内容]（別紙2）

①校内委員会の設置

小・中学校において校内委員会を設置し、LD・ADHD・高機能自閉症の実態把握や支援策を検討。

②特別支援教育コーディネーターの指名

小・中学校において、専門家チーム、医療、福祉等の関係機関や保護者との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名。

③専門家チームの設置

教育委員会において心理学の専門家や医師、教員等から構成される専門家チームを設置し、小・中学校に対しLD・ADHD・高機能自閉症か否かの判断や教育的対応を提示。

④巡回相談の実施

教育委員会においてLD・ADHD・高機能自閉症の専門的知識を有する者を巡回相談員として委嘱し、小・中学校の教員に対し指導内容・方法を指導・助言。

⑤特別支援連携協議会の設置

特別支援教育体制を支えるため、行政レベルの部局横断型の連携協議会を設置。

⑥個別の教育支援計画策定検討委員会の設置

個別の教育支援計画の策定方法等を検討する委員会を小中学校、盲・聾・養護学校に設置。

⑦盲・聾・養護学校におけるセンター的機能

盲・聾・養護学校が地域の小中学校への教育的支援を行う際の連携協力の在り方を検討。

(2) 教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）の策定

平成16年1月に、「小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を策定し、全ての教育委員会や小・中学校等に配布。

なお、発達障害者支援法の施行を踏まえ、今後必要な見直しを図る。

(3) 国立特殊教育総合研究所における研修・研究等

独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、発達障害に対応する教員等への研修の充実が図られるとともに、発達障害に焦点を置いた指導法等に関する専門的な研究が進められている。

【研 修】

①「LD・ADHD・高機能自閉症児担当指導者養成研修」の実施

平成15年度から、各都道府県でのLD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育に指導的役割を果たす者に対し指導力の向上を図るための研修を実施。

②「自閉症教育推進指導者講習会」の実施

平成17年度から、各都道府県での自閉症の児童生徒への教育に指導的役割を果たす者に対し指導力の向上を図るための研修を実施。

③「特別支援教育コーディネーター指導者養成研修」の実施

平成15年度から、各都道府県での特別支援教育コーディネーター養成に指導的役割を果たす者を養成するための研修を実施。平成15年度から19年度までの5年間を目途に養成。

【主な研究例】

- ①小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導および支援体制に関する研究
～LD、ADHD等の指導方法を中心に～ (平成15年度～17年度)

※上記研究成果として17年3月に「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」を発行。

- ②養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究
～知的障害養護学校における指導内容、指導法、環境整備を中心に～ (平成15年度～17年度)

※上記研究成果として平成16年6月に「自閉症教育実践ガイドブック」を発行。

- ③軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究
(平成14年度～16年度)

※上記研究成果として平成17年3月に「発達障害のある学生支援ガイドブック」を発行。

(4) 自閉症児の教育内容・方法等を研究開発する筑波大学附属久里浜養護学校

これまで重度・重複障害のある児童生徒に関する教育研究を目的としてきた「国立久里浜養護学校」については、平成16年4月から心身障害教育研究が充実している筑波大学の附属学校として自閉症の教育研究を行う養護学校に改組・移行したところであり、障害のある子どもの教育について研究実績の豊富な筑波大学の附属学校として、大学の基礎研究と国立特殊教育総合研究所の実際的な研究との密接な連携が確保され、自閉症の児童生徒の教育研究を支える学校としての機能が発揮されている。（別紙3）

(5) 中央教育審議会における特別支援教育を推進するための制度的な検討

特別支援教育に関する制度的な見直しについても、平成16年2月に中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育特別委員会」を設置し、特別支援教育を推進するための制度の在り方についてご議論いただき、同年12月1日に中央教育審議会として中間報告を公表し、広く意見募集を実施したところ。今後、これらの意見等を踏まえながら、さらに答申に向けて審議を進めているところである。（別紙4）

(別紙1)

17文科初第211号
平成17年4月1日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 特 殊 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長

殿

文部科学省初等中等教育局長
錢 谷 眞 美

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
石 川 明

(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長
素 川 富 司

(印影印刷)

発達障害のある児童生徒等への支援について (通知)

「発達障害者支援法」(平成16年法律第167号)、「発達障害者支援法施行令」
(平成17年政令第150号) 及び「発達障害者支援法施行規則」(平成17年厚生労

働省令第81号)の趣旨及び概要については、「発達障害者支援法の施行について」(平成17年4月1日付け17文科初第16号・厚生労働省発障第0401008号)をもってお知らせしました。

本法の施行に伴い、教育の部分について、留意すべき事項については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の区市町村教育委員会、所管の学校への周知に努めていただきますようお願いいたします。

記

第1 発達障害について

1 対象となる障害

本法における発達障害とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-89)」及び「小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-98)」に含まれる障害であるが、これらは、基本的に、従来から、盲・聾・養護学校、特殊学級若しくは通級による指導の対象となっているもの、又は小学校及び中学校(以下「小学校等」という。)の通常の学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症及びアスペルガー症候群(以下「LD等」という。)の児童生徒に対する支援体制整備の対象とされているものであること。

2 発達障害の早期発見

市町村教育委員会は、学校保健法(昭和33年法律第56号)第4条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意するとともに、発達障害の疑いのある者に対し、継続的に相談を行い、必要に応じ、早期に医学的又は心理的判断がなされるよう、また、就学後に適切な教育的支援を受けられるよう必要な措置をとること。

なお、その際には、関係部局や関係機関との緊密な連携の下、必要に応じ、専門家等の協力を得ること。

第2 発達障害のある児童生徒等への支援について

1 学校における発達障害のある幼児児童生徒への支援

(1) 文部科学省としては、平成19年度までを目途に、全ての小学校等の

通常の学級に在籍するLD等を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制を整備することを目指し、各都道府県への委嘱事業を通じ、次のような取組を進めることとしていること。また、平成17年度においては、幼稚園及び高等学校についても、一貫した支援体制の整備を推進するため、同様の取組を進めていること。

なお、教育委員会及び学校において支援体制を整備する際には、平成16年1月に文部科学省が作成した「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を参考にされたい。

① 教育委員会における専門家チームの設置及び巡回相談の実施

都道府県及び指定都市教育委員会において、LD等か否かの判断や望ましい教育的対応について、専門的な意見等を小学校等に提示する専門家チームを設置すること。また、小学校等を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談を実施すること。

② 小学校等における校内の体制整備

小学校等においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立するため、LD等の実態把握や支援方策の検討等を行う校内委員会を設置するとともに、関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口、校内委員会の推進役としてのコーディネーター的な役割を担う教員（以下「特別支援教育コーディネーター」という。）を指名し、これらを校務分掌に明確に位置付けること。

③ 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成

小学校等においては、必要に応じ、児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

- (2) 盲・聾・養護学校、小学校等の特殊学級及び通級による指導においては、自閉症の幼児児童生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

2 就労の支援

都道府県及び教育委員会は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよ

う必要な措置を講じること。

3 発達障害のある児童生徒等の権利擁護

教育委員会及び学校においては、個人情報漏洩したり差別的な取り扱いがなされたりすることがないように発達障害のある児童生徒等の権利擁護に十分配慮して、適切な教育的支援、支援体制の整備等を行うとともに、保護者及び幼児児童生徒に対して、発達障害に関する理解を深めるため、必要な普及啓発を行うこと。

4 関係部局の連携

LD等の幼児児童生徒の支援体制の整備に当たっては、ある都道府県や市町村の教育委員会においては、学校と地域の関係機関との連携協力による支援体制の整備を推進するため、広域又は地域の特別支援連携協議会の設置を通じ、医療、保健、福祉、労働等の関係部局とのネットワークを構築すること。

5 大学及び高等専門学校における教育上の配慮

発達障害のある学生に対し、障害の状態に応じて、例えば、試験を受ける環境等についての配慮や、これらの学生の学生生活や進路等についての相談に適切に対応する等の配慮を行うこと。

第3 発達障害に関する専門性の向上について

1 教員の専門性の向上

- (1) 大学における教員養成について、盲・聾・養護学校、小学校等並びに幼稚園及び高等学校の教員養成課程において、発達障害に関する内容も含めて取扱うこととするよう、その充実に努めること。
- (2) 各都道府県教育委員会においては、これらの研修を踏まえ、平成19年度までを目途に、すべての小学校等において特別支援教育コーディネーターの指名がなされるよう、研修を計画的に実施する必要があること。併せて、小学校等の教員に対して、発達障害に関する普及啓発を行うとともに、指導力の向上を図るための研修を実施すること。

その際、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、各都道府県において特別支援教育コーディネーター養成又はLD等の指導についてに指導的な役割を果たす教育委員会の指導主事や教員を養成するための研修を実施していること、また、平成17年度からは、新たに各都道府県における自閉症の幼児児童生徒の教育に指導的な役割を果たす教育委員会の指導主事や教員を対象に「自閉症教育推進指導者講

習会」を実施することとしていることに留意されたい。

2 発達障害に関する調査研究

独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、発達障害に関する主な研究として、次に掲げる研究を実施しており、その成果をまとめているため、活用されたいこと。

(1) 「小・中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」(平成15年度～17年度)

小・中学校に在籍するLD等の特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導内容や方法の在り方について研究を実施していること。その成果として「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」が平成17年3月に作成されたこと。

(2) 「養護学校における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究」(平成15年度～17年度)

知的障害養護学校における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の増加に伴い、自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた指導内容や指導法について研究を実施していること。その成果として「自閉症教育実践ガイドブック」が平成16年6月に作成されたこと。

(3) 「軽度知的障害学生に対する高等教育機関等における支援体制に関する研究」(平成14年度～16年度)

高等教育機関における、知的障害や学習障害等のある学生の学習困難の状態や実際の支援内容・方法について、その状況を明らかにするとともに、適切な支援内容・方法の在り方について検討したこと。その成果として「発達障害のある学生支援ガイドブック」が平成17年3月に作成されたこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

電話：03-5253-4111 (代表) 内線2433

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

特別支援教育体制推進事業

〔 16年度予算額：146,303千円
17年度予算額：202,769千円 〕

文部科学省

〔 17年度
指定校数：14,164校
(小・中学校) (42.8%) 〕

委嘱 ↓ 報告 ↑

都道府県

特別支援教育コーディネーター養成研修の実施

広域特別支援連携協議会を設置
(構成員)
学校・教育委員会関係者、学識経験者、
医療・福祉・労働等関係機関の職員等

支援 ↓

LD・ADHD等推進地域の指定

— 専門家チーム —
(構成員)
LD・ADHD等に関する専門的知識を有する者
(医師、臨床心理士
大学教授 (心理学系))

幼稚園・小・中
・高等学校

— 校内委員会 —
(構成員)
校長・教頭・担任教師等

特別支援教育コーディネーター (教師等) の指名

実態把握 及び 指導 ↓
LD・ADHD等

— 巡回相談 —
LD・ADHD等に関する専門的知識・経験を有する者
(大学教授 (心理学系)
臨床心理士)

専門的意見 →

← 相談

指導・助言 →

筑波大学附属久里浜養護学校の誕生

国立久里浜養護学校が、自閉症児の教育内容・方法等を研究開発する学校として、新たにスタートしました！！

これまでの国立久里浜養護学校は

- ◆ 国立大学等が国立大学法人化されたことに伴い、これまで国立特殊教育総合研究所と相互協力のもと、重度・重複障害児を対象に教育研究を行ってきた国立久里浜養護学校は、平成16年4月1日から、筑波大学附属久里浜養護学校へと転換しました。

筑波大学附属久里浜養護学校は

- ◆ 教育対象児は、知的障害を併せ有する自閉症児、知的障害を伴う強度行動障害のある自閉症児を中心に受け入れています。
- ◆ 本校は、自閉症の教育研究に特化した養護学校として、国立特殊教育総合研究所と連携協力し、自閉症児のための指導法、教材・教具、教育課程等の研究開発に取り組んでいます。

教育課程の研究開発は

- ◆ 知的障害を伴う自閉症の幼児児童に対する効果的な指導内容を選択し、それらをまとめて発達水準ごとに配列して、授業時数との関連において総合的に組織した、自閉症児のための教育課程を開発し、本校としての提言を行います。

平成16年度の学級編制等は

区分	幼稚園部			小学部						計
	3歳	4歳	5歳	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
児童等数	4	4	5	13	5	6	1	4	2	44

教育指導体制は

校長	教頭	教諭	養護教諭	計	寄宿舎指導員	事務職員等
1	1	9	1	12	6	1

中央教育審議会特別支援教育特別委員会における検討について（別紙4）

文部科学省特別支援教育課

設置の目的

LD、ADHD等を含む、児童生徒の障害の多様化の状況を踏まえ、児童生徒一人一人の教育的ニーズに適切に対応していくことを目的とした「特別支援教育」への転換を図るための制度的な検討を行う。

平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について」（調査協力者会議 最終報告）

- | | | |
|---------------------|---|--------------------------------|
| ○学校における特別支援教育の推進体制 | → | ○ 特別支援教育推進体制モデル事業
（平成15年度～） |
| ○教育委員会における推進体制 | → | ○ LD、ADHD等のガイドライン
（平成16年1月） |
| ○特別支援教育に対応した制度的な見直し | | |

中央教育審議会における審議日程

平成16年 2月24日	初等中等教育分科会	「特別委員会」を設置 第1回 特別支援教育に関する意見交換
		第2回～第5回 関係団体からのヒアリング
		第6回～第8回 盲・聾・養護学校制度の見直し
		第9回～第10回 小・中学校における特別支援教育体制について
		第11回～第13回 中間報告（案）の審議
平成16年10月20日	初等中等教育分科会	中間報告（案）の審議
平成16年11月26日	中央教育審議会総会	中間報告（案）の審議
平成16年12月 1日	中央教育審議会総会	中間報告 公表
平成16年12月 2日	中間報告への意見募集開始	（～ 12月24日）
平成17年	第14回～第17回	意見募集の結果を受けた審議

主な検討課題

■盲・聾・養護学校制度の見直し

- ・現在、障害種ごとの盲学校、聾学校、養護学校を、障害の重度・重複化等に対応した特別支援学校制度（仮称）に転換
- ・地域の小・中学校を支援する「センター的機能」を付与

■小・中学校における特別支援教育の推進体制の整備

- ・通常学級にいるLD、ADHD等の児童生徒に対する支援の仕組み
- ・現在の特殊学級制度の弾力化

■その他関連する事項

※特別支援教育を担当する教員の免許の仕組みについては、教員養成部会において平成17年4月26日に「特殊教育免許の総合化（報告）」をとりまとめたところ。本報告の内容は答申に盛り込まれることとなる。

特別支援教育を推進するための制度の在り方について (中間報告)の概要

○特別支援教育の理念と基本的な考え方

- ・「特別支援教育」とは、障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。また、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている児童生徒に加え、小・中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うもの。
- ・今後、特別支援教育の理念と基本的考え方の一層の普及・定着を図るため、学校教育法等における「特殊教育」の用語を改めることを含め、関係法令への位置付けを検討することが必要。

○盲・聾・養護学校制度の見直しについて

- ・盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒のうち、半数近く（肢体不自由養護学校においては約4分の3）の児童生徒が重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化への対応が喫緊の課題となっており、現在の盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（特別支援学校（仮称））とすることが適当。
- ・特別支援学校（仮称）の機能として、小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を明確に位置付けることの検討が必要。

○小・中学校における制度的見直し

- ・「特別支援教室（仮称）」の構想が目指しているシステムを実現する方向で、制度的見直しを行うことが適当であり、研究開発学校やモデル校などによる先導的な取組を早急に開始するとともに、固定式の学級が有する機能を維持できるような制度の在り方や教職員配置及び教員の専門性の確保の在り方について、具体的に検討を進めることが適当。

(注)「特別支援教室（仮称）」：LD等も含め障害のある児童生徒が通常の学級在籍したうえで、その必要に応じ指導等を受ける形態

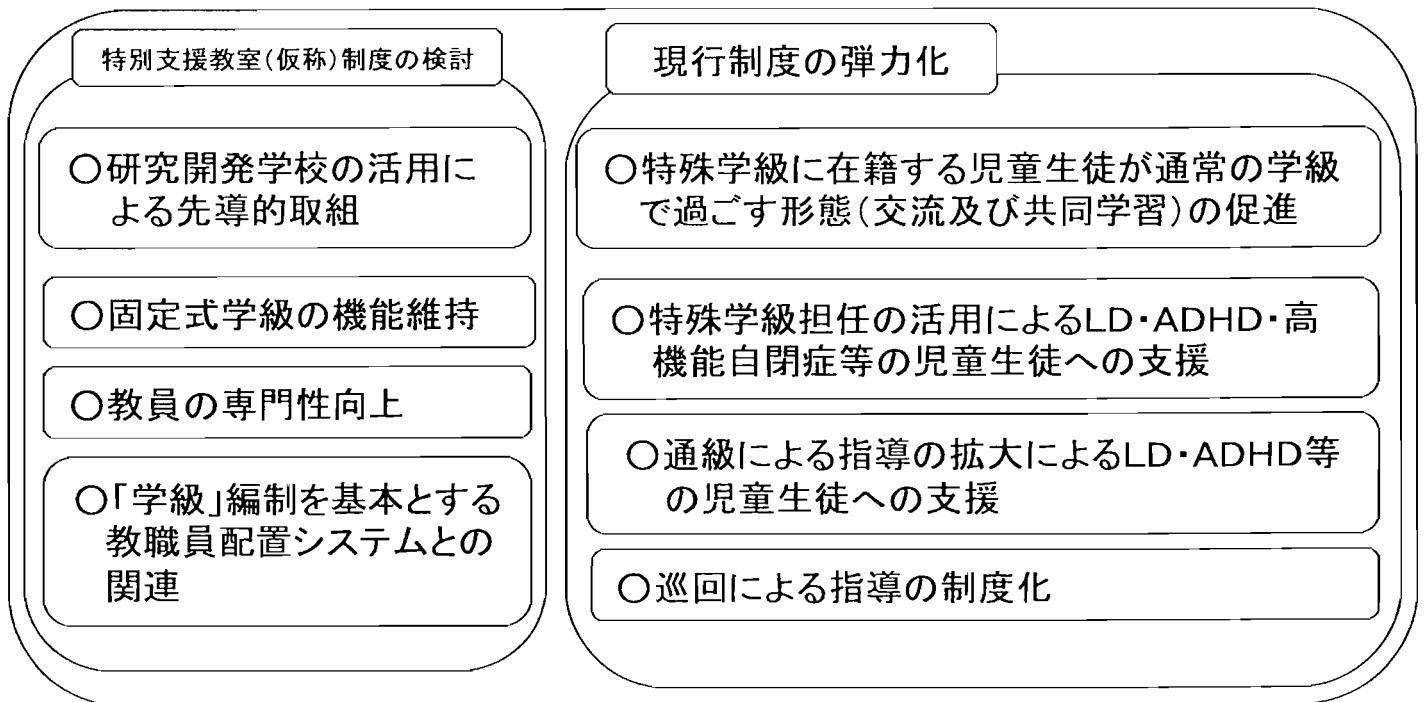
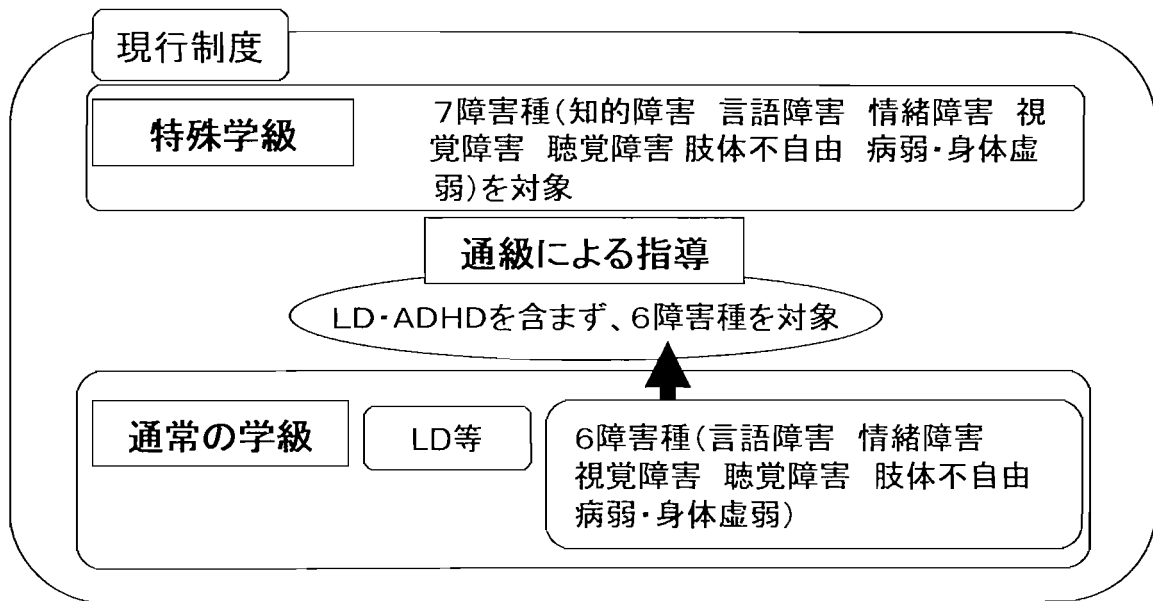
- ・新たな制度の円滑な実施を図る観点から、特殊学級及び通級による指導等にかかる現行制度の弾力化等を行うことも併せて検討するとともに、小・中学校における総合的な体制整備を着実に進めることが必要。

○教員免許制度の見直しについて

- ・教員養成部会に「特殊教育免許の総合化に関するワーキンググループ」が設置されおり、盲・聾・養護学校教員の免許制度について、協力者会議最終報告を踏まえた制度的見直しに関連する事項も含め、引き続き教員養成部会において総合的な審議を行い、その結果を答申に反映することが適当。

小・中学校における特別支援教育の推進

「特別支援教室(仮称)」の構想が目指しているシステムの実現を目指す。



「特別支援教室(仮称)」の構想の実現へ

※ LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍したうえで、その必要に応じ、指導等を受ける形態

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

<現状>

障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校

※全就学児童生徒のうち0.46%が在籍

盲学校
(0.01%)

聾学校
(0.03%)

養護学校
(0.42%)

- ・知的障害
- ・肢体不自由
- ・病弱



対象児童生徒の増加

障害の重度・重複化

基本的な考え方の転換

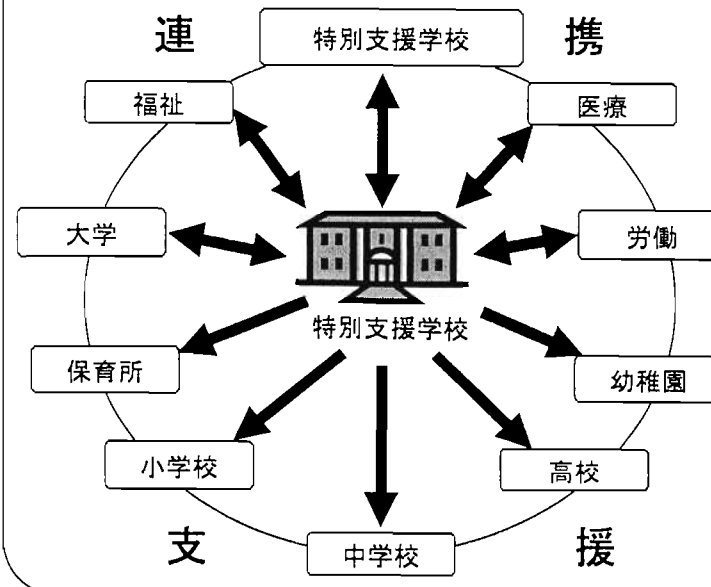
<今後の基本的な考え方>

- ・障害種別を超えた特別支援学校(仮称)とする。
- ・地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

特別支援学校(仮称)

(例)

- ・知的障害 + 肢体不自由部門
- ・聴覚障害部門のみ



特殊教育免許の総合化について(報告)の概要

これまでの審議の経緯

◆審議の経緯

◎ 平成13年4月の文部科学大臣の諮問により、今後の教員免許制度の在り方について検討を進めてきた中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、障害のある児童生徒等の重度・重複化等の課題に対応するため、現在、盲・聾・養護学校の別となっている特殊教育諸学校免許状の総合化については、早急に実現すべき課題であるとの方向性が出された。

◎ これを受け、教員養成部会の下に、平成13年12月に「特殊教育免許総合化に関するワーキンググループ」を設置。17回にわたり専門的な調査審議が行われ、教員養成部会での審議や一般への意見募集を経て平成17年4月22日(金)に本報告がとりまとめられた。

◆主な検討課題

- 1: 今後の特別支援教育に対応する教員養成カリキュラムの在り方
- 2: 免許制度の内容

特殊教育免許の総合化について(報告)の概要

【新しい免許状の種類】

①基本的な考え方

障害種別を超えた学校制度として新たに創設される「特別支援学校(仮称)」の教諭として、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する免許状

②免許状の種類

普通免許状、臨時免許状の2種類を設け、うち普通免許状については、以下の3種類の免許状を設ける。

- 専修免許状：修士課程修了程度、特定障害に対するより深い専門的知識等に加え、特別支援学校(仮称)のセンター的機能を総合的にコーディネートするために必要な知識技能等を修得
- 一種免許状：特別支援教育を担当する教員の標準的な免許状。(詳細は下記③参照)
- 二種免許状：一種免許状の取得を原則としつつ、特別支援教育について専門性のある教員を少しでも多く確保するため、全ての障害種に共通する最低限必要な基礎的知識や指導法の基礎等を修得

③免許状の授与方法

学士の学位等+小中学校等の普通免許状+ 特別支援教育に関する科目(仮称)
→特別支援学校教諭免許状(仮称)

＜特別支援学校教諭一種免許状(仮称)授与の場合＞

最低修得単位数26単位以上を履修

- ・特別支援教育の基礎理論等全ての障害種に共通する基礎的知識
- ・障害児(視覚障害等の5障害種の他言語障害、情緒障害、軽度発達障害等含む)の指導法等の基礎
- ・選択科目(8単位)において特定の障害種に関する一定の専門的知識、指導法等

④免許状の保有に関する取扱い

- ・当分の間、特殊教育免許の保有を要しないこととしている教育職員免許法附則第16項については、新たな「特別支援学校教諭免許状(仮称)」の保有率の向上のための方策とともに、時限を設けて廃止
- ・現に盲・聾・養護学校教諭免許状を有する者については、保有免許の種類等に応じて一定の講習を受講することとするなど新たな特別支援教育の円滑な実施のための措置が必要

⑤小中学校等の特別支援教育に関わる教員への対応

- ・当面「特別支援学校教諭免許状(仮称)」の取得や、小中学校等の教員養成カリキュラムにおける特別支援教育に関する内容の充実を促進
- ・将来的な課題として、小中学校等の教員養成カリキュラム全体の見直しの中で、特別支援教育に関する科目等の適切な位置づけが必要